

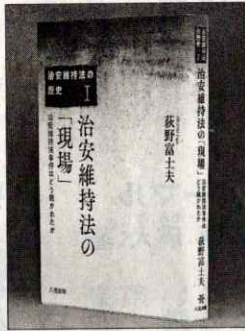
司法の各段階で解明 全体像へ

治安維持法事件はどう裁かれたか

六花出版 2750円

〔治安維持法の歴史Ⅰ〕 治安維持法の「現場」

荻野 富士夫〈著〉



おぎの・ふじお 53年生
まれ。小樽商科大名
教授(日本近現代史)。
著書に『特高警察体制
史』『思想検事』など。

法律は時として、法の名の下で人権蹂躪を国家に許す。敗戦まで20年に及ぶ治安維持法の歴史は、その最たるもの。「国体」変革を指す動きに関係ありと官憲が見なせば、強引な理屈で断罪された。当初の目的である共産党の弾圧を超えて、戦時中には教育・宗教の小集団や学生の読書会さえ標的になった。

暴力の凄まじさは、小林多喜二を虐殺した特高警察の拷問に象徴される。だがそれも、この法の運用のあくまで一部分だ。そこで研究の第一人者が、植民地への適用を含めた全体像を5冊で書き下ろすという。

その初巻で、なぜ「現場」か。本書は検挙・取調・起訴・予審・公判・行刑という司法「処理」の全段階をたどり、関わった各々の役割や、濫用が昂じる過程を解き明かす。晦渋な司法文書の山から、システムを動かした者、翻弄された者の肉声がよく見える。特に教えられたのは、思

想検事の重要性だ。特高警察を手足に使い、摘発を主導した。判事の予審訊問も、被疑者の自白の誘導や改竄で固めた検察調書に頼りきりだった。「思想戦の戦士」たる自負心や秩序崩壊への恐怖心、そしてエリートへの傲慢さ。組織の影に隠れる者を許さぬとばかりに、彼らの発言と名前のいちいちを、著者は書き込む。

公判での弁護士果敢な弁論も、少数ながら深く心に残る。鈴木義男や高田富与らは、戦時下の危険を顧みず、「政治の奴婢」に墜ちた司法を堂々と批判し、無罪を勝ち取った。鈴木はこれを教訓に、後に日本国憲法案を審議した際、国家賠償や刑事補償の請求権の条文追加を実現させる。

恐ろしいことに、戦後も犠牲者への補償や名誉回復はなかった。思想検事は組織的に証拠を隠滅して公職追放を免れる。無駄・無謀・無反省の累積は、予断による捜査や冤罪となって今日まで後を絶たない。先日成立した土地規制法の曖昧な条文を見ても、本書の内容は決して昔話ではない。

評・戸邊 秀明

東京経済大学教授・日本近現代史